

政令第 号

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十四条第三項第三号、第二十五条の二、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の十七第三号及び第四号、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第三十条第二項、第三十四条第五項及び第五十二条、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項、第八十七条の二（同法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（下水道法施行令の一部改正）

第一条 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三、第五条の七及び第六条第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二、第九条の五第一項、第九条の六から第九条の八まで及び第九条の十中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第十条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十条の二中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十三条及び第十三条の二中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第十四条の見出し中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十五条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十五条の二の見出し中「行なわせて」を「行わせて」に改め、同条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十五条の三中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十七条の十を第十七条の十二とする。

第十七条の九中「第二十五条の九」を「第二十五条の十七第四号」に、「場合は」を「ときは」に改め、同条を第十七条の十一とする。

第十七条の八中「第二十五条の九」を「第二十五条の十七第三号」に、「電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための」を「第十七条の二各号に掲げる」に改め、同条を第十七条の十とする。

第十七条の七中「第二十五条の三第七項」を「第二十五条の十一第七項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の六中「第二十五条の三第七項」を「第二十五条の十一第七項」に改め、同条を第十七条の八とする。

第十七条の五中「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の十一第二項」に改め、同条第二号中「第十七条の七第一号」を「第十七条の九第一号」に改め、同条を第十七条の七とする。

第十七条の四中「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の十一第二項」に改め、同条第一号中「第十七条の七第七号」を「第十七条の九第七号」に改め、同条を第十七条の六とする。

第十七条の三を削る。

第十七条の二中「第二十四条第三項」を「第二十四条第三項第三号ロ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二十四条第三項第三号ハに規定する政令で定める者は、公共下水道管理者が次に掲げる要件に該当すると認めたとする。

- 一 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること。
- 二 下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

第十七条の二を第十七条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

（排水設備の技術上の基準に関する条例の基準）

第十七条の四 法第二十五条の二に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 条例の技術上の基準は、第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。
- 二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 排水設備の設置及び構造に関する事項として国土交通省令に定めるものが規定されているものであること。

ロ 浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないものであること。

ハ 排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘案して必要があることと認める場合にあつては、浸水被害対策区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであること。

(管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模)

第十七条の五 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方

メートル未満で、別に定めることができる。

第十七条の次に次の一条を加える。

（公共下水道の暗渠きよに設けることのできる物件）

第十七条の二 法第二十四条第三項第三号に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、次に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

- 一 量水標等を支持し、又は保護するための工作物
- 二 電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物
- 三 下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第二条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十六条第一項第四号」を「第二十六条第一項第七号」に改め、同項の表第一種技術検定の項中「第二十五条の三第一項」を「同法第二十五条の十一第一項」に改める。

第六条を第八条とする。

第五条中「第一号、第二号及び第十一号」を「第二号、第四号から第六号まで、第十二号及び第十七号」に改め、同条第十四号を同条第二十五号とし、同条第十三号を同条第二十号とし、同号の次に次の四号を加える。

二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第三条及び第十一条

二十二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）第六条

二十三 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条

二十四 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）、第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項

第五条第十二号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

第五条中第十一号を第十七号とし、第十号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十六条、第百十五条から第百十七条まで及び第百十八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

第五条中第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号、第十四条第二項第九号、第十八条及び第三十九条ただし書

第五条中第六号を第十号とし、第三号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二号中「及び第五十八条の二第一項第三号」を「第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第二項

及び第四項並びに第六十三條第一項」に改め、同号を同條第六号とし、同條第一号を同條第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

三 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七條第三項並びに第三十八條の二第一項ただし書、第九項及び第十項

四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五條第一項並びに第十七條第一項第一号、第十八條第二項第五号、第二十一条、第八十二條第五項及び第六項、第二百二十條第一項ただし書並びに第二百二十五條第一項ただし書（これらの規定を同法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）

五 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）第四條第二項第五号及び第五條ただし書（これらの規定を同法第四十五條において準用する場合を含む。）並びに同法第八條（同法第四十五條において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条
第五條に第一号として次の一号を加える。

一 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>行政代執行法第六条第三項</p>	<p>事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済</p>	<p>日本下水道事業団</p>
<p>土地収用法第二十一条第一項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>行政機関若しくはその地方支分部局の長</p>	<p>日本下水道事業団</p>
<p>土地収用法第二十一条第二項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>行政機関又はその地方支分部局の長</p>	<p>日本下水道事業団</p>
<p>土地収用法第二百二十二条第一項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>日本下水道事業団</p>

<p>ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）</p> <p>二十一条第一項</p>	<p>公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）</p> <p>二十一条第二項</p>
	<p>行政機関若しくはその地方支分部局の長</p>	<p>行政機関又はその地方支分部局の長</p>
	<p>日本下水道事業団</p>	<p>日本下水道事業団</p>

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(下水道管理団体の権限の代行)

第五条 事業団が特定下水道工事を行う場合において、法第三十条第二項の規定により事業団が下水道管理団体に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 下水道法第十五条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議し、及び工事を施行させること。

二 下水道法第十六条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により工事を行うことを承認すること。

三 下水道法第十七条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議すること。

四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。

五 下水道法第二十五条の十七第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議す

ること。

六 下水道法第二十九条第一項の規定による許可を与えること。

七 下水道法第三十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

八 下水道法第三十二条第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

九 下水道法第三十三条第一項の規定により許可又は承認（この条の規定により事業団が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。

十 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処分をし、若しくは必要な措置を命じ、又は同条第三項前段の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

十一 下水道法第三十八条第四項並びに同条第五項において準用する同法第三十二条第九項及び第十項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

十二 下水道法第四十一条の規定により国又は地方公共団体と協議すること。

2 前項に規定する事業団の権限は、法第三十条第四項の規定により公告される特定下水道工事の開始の日から同条第五項（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第八号又は第十一号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

3 事業団は、第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号又は第十二号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の同意を得なければならない。

4 事業団は、第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号、第十号又は第十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該下水道管理団体に通知しなければならない。

（特定下水道工事の実施に要する費用の範囲等）

第六条 法第三十四条第一項の特定下水道工事の実施に要する費用の範囲は、当該特定下水道工事の実施のため必要な本工事費、附帯工事費、測量試験費、用地費、補償費、機械器具費、営繕費、事務費及び借入金の利息とする。

2 法第三十四条第四項の規定による支払は、前金払の方法によつてこれを行うことができる。

(建築基準法施行令の一部改正)

第三条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第八十七条の二」の下に「(法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。

」を加え、同条第八号中「第三項」の下に「、第二十五条の二」を加える。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)

の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第二号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第五条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号の四の次に次の一号を加える。

十八の五 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の九

(地価税法施行令の一部改正)

第六条 地価税法施行令(平成三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第三号中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正)

第七条 過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号中「同条第三項」を「同条第三項第二号」に、「同項」を「同号」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法施行令等の一部改正)

第八条 次に掲げる政令の規定中「同条第三項」を「同条第三項第二号」に改める。

一 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)第九条第一項第四号

二 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する

法律施行令(平成二十三年政令第百十四号)第二十一条第二項第四号

三 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)第三十条第二項第四

号

(景観法施行令の一部改正)

第九条 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第十三号中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

(総務省組織令の一部改正)

第十条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条第二十号及び第四百四十九条第十六号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十一条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「限る。」の下に「及び同項第十二号に掲げる事務(雨水出水浸水想定区域に関する

ことに限る。)」を加える。

第九十五条第九号中「水政課」の下に「及び下水道部」を加える。

第二百二条に次の一号を加える。

五 雨水出水浸水想定区域に関すること。

附 則

この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

理 由

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴い、浸水被害対策区域において設置する排水設備の技術上の基準に関する条例の基準を定める等下水道法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。